

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

こどもみらい住宅支援事業について (お知らせ)

国土交通省では、子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るため、別紙のとおり標記支援事業を展開しており、その中でガス関連の製品として、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器、ビルトインコンロ及び浴室暖房乾燥機が補助対象製品となっておりますので、お知らせいたします。

また、原油価格・物価高騰による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等による省エネ住宅の購入支援等を継続的に実施するため、標記支援事業の申請期限が令和5年3月末まで延長されております。詳細な内容及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては従業員に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【こどもみらい住宅支援事業事務局】

こどもみらい住宅支援事業ホームページ <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

電話番号 0570-033-522 (ナビダイヤル)

(IP電話等からのお問い合わせ 042-204-0994)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当：保安・業務グループ 陣内、岩田)

令和4年4月28日
住宅局住宅生産課

「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を 令和5年3月末まで延長します！

原油高・物価高騰による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等による省エネ住宅の購入支援等を継続的に実施するため、「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長します。

概要

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）を受けて、原油高・物価高騰による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等による省エネ住宅の購入支援等を継続的に実施するため、令和3年度補正予算542億円に加え、令和4年度予備費等において600億円を措置し、「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長します。

なお、住宅・建築物のカーボンニュートラルに向けた取組を加速する観点から、より高い性能を有する省エネ住宅への支援に重点化するため、「省エネ基準に適合する住宅」の新築については、令和4年6月30日までに工事請負契約又は売買契約を締結したものに補助対象を限定します。

国土交通省としては、原油高・物価高騰対策として本事業を引き続き実施するにあたり、安心して本事業をご活用いただけるよう、交付申請状況を踏まえ、的確な執行状況の把握に努めてまいります。

参考資料

- ・ こどもみらい住宅支援事業の概要（別添1）
- ・ こどもみらい住宅支援事業の申請期限の延長（別添2）
- ・ こどもみらい住宅支援事業 事務局HP <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（内線 39471）FAX：03-5253-1629

こどもみらい住宅支援事業の概要

別添 1

国土交通省所管
令和3年度補正予算：542億円
令和4年度予備費等：600億円

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、**子育て世帯や若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や**住宅の省エネ改修等**に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。
※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月11日受付開始)後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

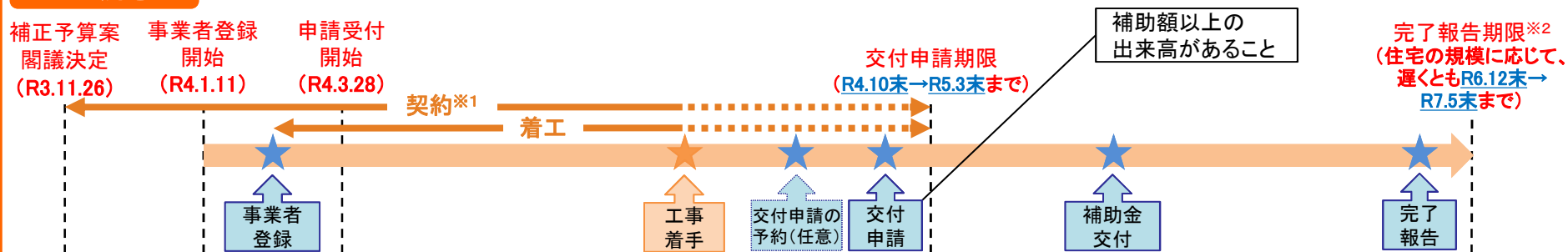
対象住宅※	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円/戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4を満たす住宅) *令和4年6月末までに契約を締結したものに限る。	60万円/戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。
※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。

住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

3 手続き



※1 注文：工事請負契約、分譲：売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

- コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)を受けて、原油高・物価高騰による住宅価格上昇への対策として、令和3年度補正予算542億円に加え、令和4年度予備費等において**600億円を措置**するとともに、**申請期限を令和4年度末まで延長**。
- なお、住宅・建築物のカーボンニュートラルに向けた取組を加速する観点から、より高い性能を有する省エネ住宅への支援に重点化するため、「**省エネ基準に適合する住宅**」の**新築**については、**令和4年6月末までに工事請負契約又は売買契約を締結したものに補助対象を限定**。

補助対象工事		申請期限等	
住宅 の 新築	①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	【契約期限】 <u>令和4年10月31日</u>	【契約期限】 <u>令和5年3月31日</u> ※ ※ <u>新築③は、令和4年6月30日</u>
	②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	【交付申請期限】 <u>令和4年10月31日</u>	【交付申請期限】 <u>令和5年3月31日</u>
	③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	【完了報告期限】 ○戸建住宅 <u>令和5年5月31日</u> ○共同住宅等(階数10以下) <u>令和6年2月15日</u> ○共同住宅等(階数11以上) <u>令和6年12月31日</u>	【完了報告期限】 ○戸建住宅 <u>令和5年10月31日</u> ○共同住宅等(階数10以下) <u>令和6年7月15日</u> ○共同住宅等(階数11以上) <u>令和7年5月31日</u>
住宅のリフォーム			



■補助額

下記①～⑧のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計とします。

いずれか 必須	① 開口部の断熱改修	工事内容に応じて 補助額を設定	
	② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		
	③ エコ住宅設備の設置		
任意	④ 子育て対応改修		
	⑤ バリアフリー改修		
	⑥ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		
	⑦ 耐震改修		15万円／戸
	⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入		7千円／契約

(注) 1申請あたり①～⑧の合計補助額が**5万円未満**の場合は補助申請できません。

(注) ④の子育て対応改修に該当する開口部の改修のうち、①の開口部の断熱改修の基準を満たすものは、必須工事を実施しているものとして扱います。

エコ住宅設備の補助額

③ エコ住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備について、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とし、**節水型トイレ、節湯水栓については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその台数を乗じて補助額を算定し、それらを合計した補助額とします。**

エコ住宅設備の種類		補助額
太陽熱利用システム		24,000円／戸
節水型トイレ	掃除しやすいトイレ	19,000円／台
	上記以外	17,000円／台
高断熱浴槽		24,000円／戸
高効率給湯機		24,000円／戸
節湯水栓		5,000円／台

エコ住宅設備の例

エコ住宅設備

太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置



太陽光発電システム
ではありません！

節水型トイレ



高断熱浴槽



高効率給湯機

- ・電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
- ・潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)
- ・潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)
- ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

節湯水栓

- ・台所水栓
「手元止水機能」又は「水優先吐水機能」
- ・洗面水栓
「水優先吐水機能」
- ・浴室シャワー水洗
「手元止水機能」又は「小流量吐水機能」
(シャワーヘッドのみの交換は除く。)

※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

子育て対応改修の補助額

④ 子育て対応改修

(i)家事負担の軽減に資する設備の設置、(ii)防犯性の向上に資する開口部の改修、(iii)生活騒音への配慮に資する開口部の改修、(iv)キッチンセットの交換を伴う対面化改修について補助します。

(i)家事負担の軽減に資する設備の設置

種類		補助額
ビルトイン食器洗機		19,000円／戸
掃除しやすいレンジフード		10,000円／戸※1
ビルトイン自動調理対応コンロ		13,000円／戸※1
浴室乾燥機		20,000円／戸
宅配ボックス	住戸専用※2の場合	10,000円／戸
	共用の場合	10,000円／ボックス※3

※1 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象となりません。

※2 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限ります。

※3 例えば、1の宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は40,000円となります。

(注) 共用の宅配ボックスは、**設置するボックス数(20を上限とする)**に応じた補助額とします。

詳細は(参考2)宅配ボックスの設置をご参照ください。